

	市内企業からの意見	市の考え方
太陽光導入の状況	<p>太陽光の導入率は現状、2割弱ぐらい。2割弱では基準量を満たせないことになる。</p> <p>年間で弊社の太陽光オプションを採用している顧客は1割いない。弊社の顧客は20代から30代の一次取得者で 限られた予算内で土地から買う人が多い。1~2㎡土地を広くするために予算を増やすと、それ以上のローン審査が通らないという方々。予算を削るために建築物を狭くしたり、遠くて安い物件に変更したり、外構を後回しにしたりしている。そのような中で太陽光パネルの設置を勧めても設置してもらえず、義務量を達成できない。</p> <p>弊社で太陽光を乗せる物件はほぼない。弊社に太陽光のオプションはないので、顧客から要望があった場合に対応するのみ。</p>	
東京都、川崎市において義務の対象となっているか。	<p>2年前から東京都が義務化制度の導入について説明に来ている。弊社も東京都の義務対象。年間2万㎡以上供給のラインに入る。川崎市からは何も連絡は受けていない。弊社は土地の価格が高いところでは注文住宅事業をあまり実施していないので、同市内ではそれほど供給件数は多くない。</p> <p>弊社は東京都の年間2万㎡供給にギリギリ 至らないラインにいるので、都が何度も説明に来ている。しかし都は義務を負わないだろう(2万㎡以上にかからない)。</p>	
補助金について	<p>手厚い補助金は絶対条件。</p> <p>東京都には多額の補助金がある。手厚い補助金は絶対条件だと思う。</p> <p>建築基準法改正に伴い 国土交通省では木造建築物が省エネ化等に伴って重量化している状況を踏まえ、建築物の安全性の確保のために必要な壁量や柱の太さなどの基準の見直しを行う予定である(*注) 注:「木造建築物における省エネ化などによる建築物の重量化に対応するための必要な 壁量等の基準の見直し」(案)等の概要(令和5年12月版) これにより住宅価格はさらに上昇するので太陽光の設置についても補助金が必要である。</p>	<p>・補助について制度施行時にどのような制度とするかは庁内の庁議等において今後の検討となるが、制度開始前の時点からも太陽光パネルの設置を促進していくべきと考えている。</p> <p>・市地球温暖化対策推進基金へ3億円の積立を行い、令和6年度から令和8年度までの3年間、太陽光パネルを含む住宅にかかるスマートエネルギー設備への奨励金を拡充する。</p> <p>・制度開始に伴って補助も拡大するという考え方もあるが、一方では、太陽光パネルが住宅に載っていることが当たり前になる社会を目指す制度であり、理屈としては設置が当たり前になる中では、補助をもらって付つけるものではない社会になっていくということでもある。</p>
算定基準について	<p>想定している70%という算定基準率より、できれば緩やかに考えてほしい。</p>	<p>川崎市は東京都の「都内」の基準である70%を想定しているが、本市は八王子市、町田市などの多摩地域等の方に近似性が認められるため85%という算定率を用いる 想定である。</p>
各社の特殊性について	<p>建売の中でも「屋上提案」を得意とし、そこを強みとしている 屋根をバルコニーのように使う提案で庭を大きく取れない住宅でも娯楽スペースを提供できるもの。利用者によって観葉植物、バーベキュー、パターゴルフなど自由な使い方がある。太陽光を載せるためにこの屋上提案ができなくなると弊社の強みが消される感もある。</p> <p>社長の考え方として 瓦屋根を売りとしている分譲住宅 8割 注文住宅 2割であり 分譲のうちの67割が瓦屋根 となっている。瓦屋根は見せるために採用するので黒い太陽光を載せなければならないのは不利。</p>	<p>・いわゆる 供給義務量を計算する際の設置可能数について 屋根の利用方法など個別の事情を勘案することは困難との認識。ただ 音声とにおける 供給義務量は2kw の太陽光を設置 頭数の約85%に設置する程度となる 想定。</p> <p>・国が2030年に新築戸建ての6割への太陽光設置を目指し 全体として脱炭素社会を目指している以上 業界においても 太陽光 が設置された住宅を供給する競争になっていくことは想定される。</p>
制度の周知期間について	<p>住宅の供給計画に大きく影響するので、1年でもギリギリという印象。1年半は準備期間が欲しい。</p>	<p>・事業者などに義務を貸すことになるため、改正条例の交付から施行(制度開始)までの周知期間は十分に取るべきと考えており、令和7年度中の条例交付、令和9年4月の制度開始を想定している。</p>
価格の転嫁について	<p>太陽光のコストが住宅価格を押し上げることが問題。東京都や川崎市は元々の住宅価格が高いので太陽光の分価格が高くても売れるが、相模原市は 価格は安いから買ってもらえる(高くなると買ってもらえない)。</p> <p>太陽光パネルを普及することは悪いことではないが、義務の対象でない業者は100万円 安く同程度の物件を売れることになる。</p>	<p>・国が2030年に新築戸建ての6割への対応を設置を目指し、全体として脱炭素社会を目指している以上、業界においても太陽光が設置された住宅を提供する競争になっていくことは想定される。</p>

<p>太陽光の供給確保について</p>	<p>東京都川崎市 相模原市 が義務化して増える分の太陽光パネルを供給する事業者を確保できず 業者の取り合いになるのではないかと考えている。</p>	<p>・一般社団法人太陽光発電協会の情報によると2021年の太陽光 導入実績は4584MW(内 10kw 未満は859MW) これに対して 東京都の導入目標は 40メガワット 年度本紙の導入 想定は約7mb 年度なので 国内 太陽光 需要 全体への影響は限定的ではないかと考えている。</p> <p>・同協会の情報によると 太陽光 施工業者の確保について、現在のところ事業者 不足による混乱は報告されていないが将来的には 施工業者 不足 が起こる危険性はある。人口減少と高齢化が進む社会でどの業界においても人手不足は予測できる。</p>
<p>注文住宅の建築主による拒否について</p>	<p>質の良くない 太陽光 メーカーのパネルを設置したくない。品質の良い太陽光パネルの確実な 受注納内納品を可能にするために パネル事業者を育てる必要がある。業者への補助金 会社を起こすことを簡易にするなど。またパネルの供給事業者の登録制、発電量が証明されているパネルの認定制度などはあった方がよい。</p> <p>・フィット制度に基づき 売電する場合 モジュール 認証制度(第三者認証制度 工場調査を含む)によって認証)された製品の使用が求められている。</p>	<p>・FIT制度に基づき 売電する場合 モジュール 認証制度(第三者認証制度 工場調査を含む)によって認証)された製品の使用が求められている。</p>
<p>積極的な意見</p>	<p>弊社は 注文住宅の供給事業者である 注文住宅の場合 個々の建築主は太陽光パネルを載せない選択ができるということだが 顧客が皆建設を拒否したという理由で弊社が供給義務量を達成できない場合はどのように評価されるのか。</p> <p>SDGsに取り組む、太陽光付きの家を買うことに価値があるということを勧奨していくことは大事だと考える。売電収入でイニシャルコストを回収することもできる。</p>	<p>・注文住宅の事業者からでもできる限り顧客に太陽光設置を奨励していただき 結果として 供給義務量を達成できなかった場合は不達成と認定せざるを得ない。市としても 太陽光設置のメリットをご理解いただけるよう 普及啓発などを実施してまいらる。</p>

相模原市地球温暖化対策推進会議2024年3月19日資料5(かながわ脱炭素市民フォーラムによる閲覧資料書き写し)